平成２２年（フ）第６２５９号
大阪市浪速区日本橋４丁目６番13号ＮＴビル３Ｆ
破産者　株式会社ナイスポ
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８１６号
大阪市北区梅田１丁目11番４号Ｂ１―07
破産者　有限会社フォーラムプレスコーポレーション
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９４４号
大阪府箕面市石丸１丁目20番１―301号
破産者　株式会社アイテック
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１５８号
大阪市中央区上本町西１丁目１番８号
破産者　有限会社カトルセゾン
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２２８号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目20番６号
破産者　株式会社共栄機工
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４２２号
大阪市中央区材木町１番６号第12新興ビル301
破産者　有限会社ダイワリフォーム
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６９号
盛岡市津志田南２丁目16番40号
破産者　有限会社ミッド
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１２４号
群馬県伊勢崎市三和町2585番地
破産者　有限会社オートキャリーＯＮＥ
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
群馬県伊勢崎市間野谷町551番地３
破産者　周東　弘治
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
群馬県前橋市元総社町35番地　アルモニーＣ―101号
破産者　渡邉　真吾
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
埼玉県深谷市上野台84番地　ローズマンション高穂305号
破産者　太田　浩嗣
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８４３号
東京都多摩市和田123番地の６鬼沢マンション301
破産者　松山　政次
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５０２号
福井市灯明寺１丁目2804番地
破産者　有限会社ハートリフォーム城東ホーム
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１００号
福井市和田東２丁目1805番地
破産者　有限会社北越設計
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
福井市下河北町第13号１番地の２
破産者　吉岡眼鏡株式会社
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
高知市神田1712番地
破産者　有限会社丸幸商事
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第８５３４号
東京都大田区蒲田５丁目15番２号
破産者　亡澤田勇雄相続財産
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７９７号
東京都文京区本郷３丁目35番13号
破産者　株式会社東京ニューメディアサービス
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７２３号
東京都練馬区練馬４丁目６番８号
破産者　株式会社山庄
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３０７号
神奈川県横浜市鶴見区本町通２丁目88番地
破産者　株式会社ジョイフルカトウ
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９８３号
栃木県那須郡那須町大字高久乙1877―251、開始決定時の住所東京都江戸川区北小岩４丁目27―19
破産者　羽場　　優
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部